

寒波へ備え水道管の

凍結対策を行いましょう



凍結予防は、どう行いますか？

写真は赤木工業団地を望む
(平成28年1月撮影)

予防法は多種にわたりますが、一部について紹介します。寒波が予想される場合には、やってみましょう。



①水を流す。糸を引く程度に蛇口を開け、水道管内の水を動かしてください。

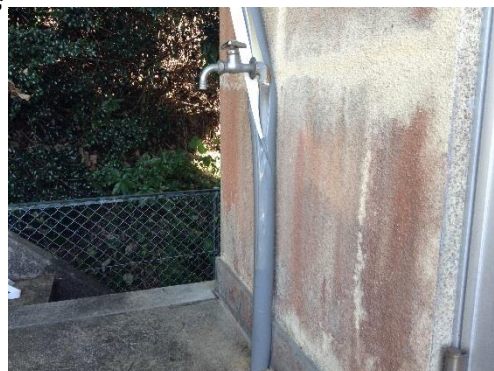


左の写真は水を流す量の例です。
この量の水を流すと、1時間に約30ℓとなり、
仮に12時間流すと360ℓになります。
水道料金は1㎡(1,000ℓ)=160円なので、
12時間流しても約58円となります。
※水道料金は自己負担です。

②露出している水道管（給水管）を保温材で巻

露出配管等がある場合には、保温カバー等で保護することで凍結を抑えることができます。

保温カバーは、ホームセンターなどでも購入できます。凍結防止のため、保護することをお勧めします。右の写真は保温材で巻いているものです。(施行途中)





凍結した場合はどうすればいいですか？

無理に水を出そうとした場合、宅内の水道管を傷つける恐れがあります。凍結した場合には、蛇口や水道管を回路やドライヤー等で温め続けてください。また、雪が融けた後は、凍結により水道管が破損している場合もありますので水道メーターを確認することをおすすめします。



漏水はどうやってわかりますか？

宅内の蛇口をすべて閉じた状態でボックス内にあるメーター器の銀色のコマの部分が回っていると、漏水の可能性ががあります。



拡大図



銀色のコマ

▲メーターボックス(例)

▲水道メーター

右図の矢印が示している銀色の部分が回っている場合に、漏水の可能性ががあります。

漏水か判断する方法

- ① 蛇口がすべて閉まっているか確認する。
- ② トイレを使用していないのに、水が流れていないか確認する。
- ③ ①,②の後に、矢印の銀色の部分が回っていれば、漏水の可能性ががあります。早い段階での修理をおすすめします。



漏水した場合は水道料金の軽減措置はありますか？

宅内で漏水した場合に、漏水した水量の一部を減額できる減免制度があります。漏水がわかったときに、町の指定を持つ水道業者に修理を依頼し、修理完了後に指定の申請書に記入し提出します。提出の期限については、修理完了から1ヶ月以内としております。書類については、修理を行った業者へお問い合わせください。



指定給水装置工事事業者一覧(町内のみ指定番号順に掲載) 市外局番 0957

会社名	電話番号	会社名	電話番号
(有)岩本設備	46-1633	(株)朽原建設	46-0712
釜坂設備	46-1527	タナカ設備サービス	47-0715
(株)東彼プロパン	47-1377	(有)東峰	46-0461
(株)中野組	47-0635	(有)山田組	46-0276
ウォーターサービス滝川	46-0270	高坂設備	46-1608

町外の水道業者については、お手数ですが水道課までお尋ねください。
町のホームページにも一覧を掲載しております。



個人で修繕をしてもいいですか？

個人での修繕は違法です。もちろん減免の対象とすることもできません。必ず町指定の水道業者をお願いしてください。
(業者一覧については、上記のとおりです。)



どの程度減額されますか？

減免の種類は2種類あり、漏水分の100%を減免するものと漏水分の50%を減免するものの2つがあります。漏水分の計算は、過去3か月分の水道料金の平均を元に計算します。(下記参照)



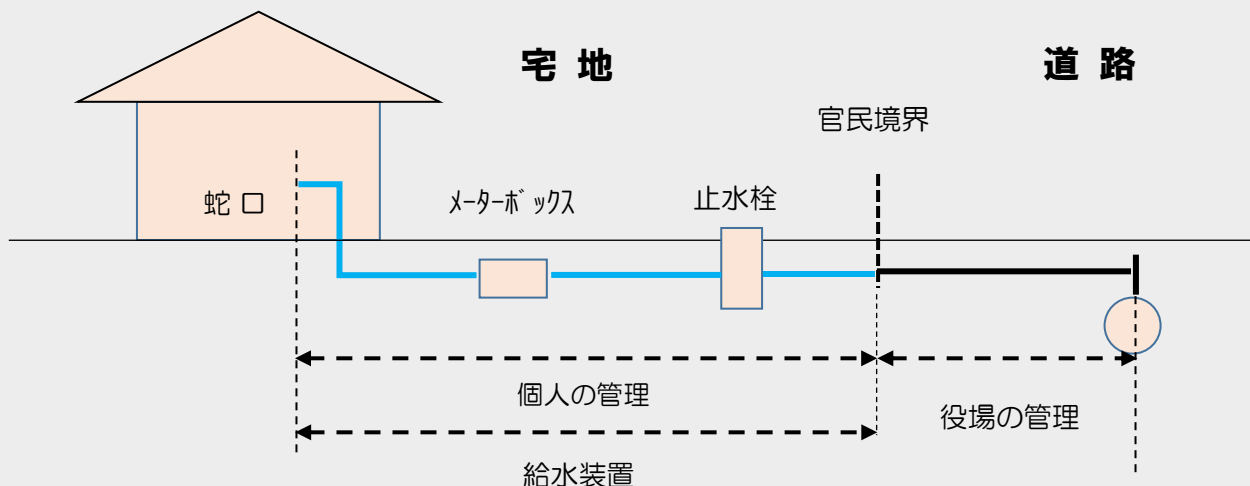
項目	例えば・・・	認定方法
自然災害等によるもの	寒波・崖崩れ・インシシ被害等	当該検針水量から、直前の3回の定期検針の平均使用水量を控除した水量の100%減免
上記以外の漏水	地下配管箇所	当該検針水量から、直前3回の定期検針の平均使用水量を控除した水量の50%減免
	地上配管箇所 蛇口の締め忘れ 給湯器等の故障	減免なし

ただし、次の場合は減免を行いません。

- ・過去1年以内に使用水量の認定を受けた箇所と同一の箇所から漏水したとき
- ・不正な給水装置工事による漏水のとき
- ・漏水が認定されているにもかかわらず、正当な理由なく修理その他の措置を怠っているとき。

給水装置は、個人の大切な資産です。適正な管理を行いましょよう。

※給水装置とは、それぞれの家庭へ水を供給するために本管から分けられた水道管や給水用具（蛇口等）のことです。



※宅地に入っている水道管(水色着色部)については原則持ち主の方の管理となります。
保温カバー等の対応は、町では行いません。

町外に住んでいて、帰省される際などに水道を使えるように水道を開けていると、漏水の発見が遅れます。お手数ではありますが、水道課で休止の手続きをお願いします。



【お問い合わせ先】

上水道施設・工事に関すること	役場水道課上水道施設係	4 6 - 1 3 2 7
水道料金に関すること	水道業務係	4 6 - 1 3 5 2